

「ほっかいどう応援クーポン」とは？

クーポン名称 ほっかいどう応援クーポン

配布条件 1人泊または1人旅行当たり2,000円
(3,000円～3,999円の旅行商品)
(の場合は1,500円)

対象者 北海道在住の方

取扱店舗 事前に登録された北海道内に立地する店舗・施設

利用期間 利用開始～令和3年12月31日(金)
(令和4年1月1日(土)チェックアウト分まで利用可)
※クーポンには有効期間があります。

発行者 北海道

取扱店舗となるための基準

以下1・2すべての項目を満たす店舗・施設を対象とする

1. 店舗所在地・業種に関すること

○対象店舗・施設

北海道内に立地する店舗・施設。

ただし、以下の業種を除く。

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に定める営業を行う店舗。
- 金券・チケット類の売買を主たる業とする店舗。
- 政治活動・宗教活動を主たる目的とする事業所。
- 反社会的勢力が営む店舗。
- その他事務局が適切でないかと判断する店舗。

注:使用対象外の商品

- 税金や社会保険料・公共料金の支払い。
 - 金券類・切手・郵便はがき・プリペイドカードなど換金性の高いものや電子マネーへのチャージに係る支払い。
 - 保険料・定期券・宝くじ・たばこ・ギャンブル・コンビニエンスストア等による収納代行・宅配事業者等の代金引換・地代・家賃・不動産・金融商品などに係る支払い。
- ※詳しくはホームページや登録完了後に事務局から送付する取扱店舗用マニュアルを参照してください。

2. 感染症対策に関すること

(1)「新北海道スタイル」を実践し、「新北海道スタイルステッカー」または「新北海道スタイル安心宣言」を店頭に掲示していること。

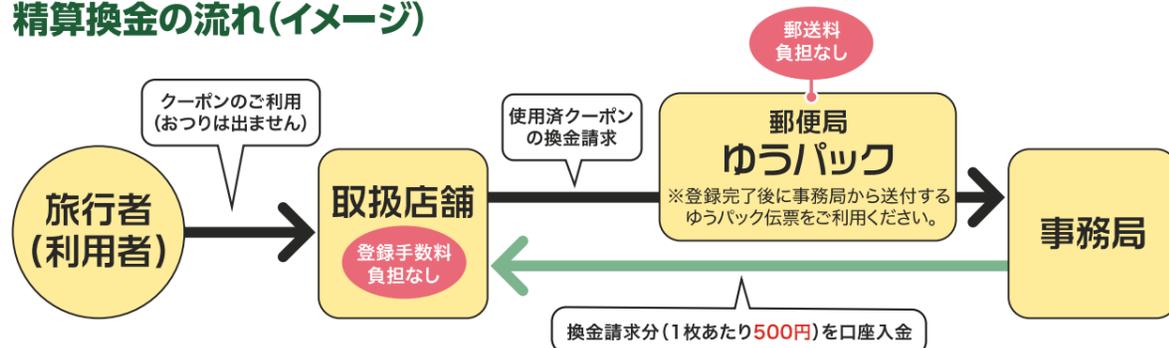
※ステッカー・安心宣言は、北海道庁HPからお申込み・ダウンロードできます。
URL/<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/newhokkaidostyle.html>

(2)「北海道コロナ通知システム」を導入し取得したQRコードを店舗内に掲示し、利用客入店時または着席時に登録の呼びかけを行うこと。

※QRコードはテーブル・メニューなど、着席した利用者の目につく場所に掲示すること。
※QRコードは、北海道庁HPから登録・取得できます。
URL/<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/coronaalertsystem.html>

クーポンを精算する

1. 精算換金の流れ(イメージ)



2. 精算の受付とスケジュール

精算は全6回を予定しています。使用済クーポン回収受付締日までに届いた分をおおよそ2週間後を目処にご入金いたします。詳しくは、登録後送付の取扱店舗用マニュアルをご確認ください。

どうみん旅とく得



ほっかいどう応援クーポン 取扱店舗募集のお知らせ

この度、北海道は、「新北海道スタイル」の実践などに取り組む宿泊施設等を利用する道民の皆さんを対象とした旅行商品の割引の実施に合わせ、旅行先の土産物店、小売店、飲食店、交通事業者等、様々な店舗・施設等で旅行期間中に利用できるクーポンを発行いたします。

【発行者】北海道

申請は随時
受け付けております
〈申請期限〉
令和3年

11/26金
当日消印有効

登録完了まで日数がかかる
場合があります

クーポンの
利用期間は
12月末までと
なっておりますので
申請は
お早めに!



別紙『ほっかいどう応援クーポン 取扱店舗登録 申請書』にご記入の上、ご申請ください。

お問い合わせ



〈ホームページ〉
<https://hokkaido-ouen.jp>

ほっかいどう応援クーポン お問い合わせセンター
TEL. 011-350-5634

受付時間/平日9:00～18:00(土・日・祝日を除く)

ほっかいどう応援クーポン 参加同意書

ほっかいどう応援クーポン取扱店舗への参加にあたり、以下の取組を実施することに同意いたします。

【1.感染症拡大防止策に係る取扱店舗の責務等】

- (1)「北海道スタイル」を実践し、「北海道スタイルステッカー」または「北海道スタイル安心宣言」を店頭に掲示します。「北海道コロナ通知システム」を導入し、取得したQRコードを店舗内に掲示し、利用客入店時または着席時に登録の呼びかけを行います。
- (2)業種別に定められている感染症対策ガイドラインを遵守し、その旨を店頭など旅行者から見えやすい場所またはホームページで対外的に公表します。
- (3)北海道からの要請（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の規定に基づく営業自粛要請・時短営業要請等）に従います。
- (4)取扱店舗において従業員に感染者が出た場合や、取扱店舗を利用した旅行者等に感染者が出たことを把握した場合においては、その状況について、遅滞なく、事務局に報告を行います。
- (5)(4)のほか、感染症や災害の状況を踏まえ、本事業の円滑な執行と北海道が実施する感染症対策・災害対応の措置に協力します。

【2.ほっかいどう応援クーポンの取扱いに関する事項】

- ほっかいどう応援クーポンの取扱いに係る取扱店舗の責務等
- (1)事務局が別途提供する取扱店舗用マニュアルに基づき、ほっかいどう応援クーポンと引換えに商品等の提供を行います。また、取扱いに関する事務局の指示を遵守します。
 - (2)取扱店舗であること、取扱いの可否が明確になるよう、販促ツール（ポスター及びステッカー）を旅行者から見えやすい場所に掲示します。
 - (3)ほっかいどう応援クーポンを用いた取引を行う場合は、以下に定める事項を善良な管理者の注意義務をもって必ず確認します。
 - ①ほっかいどう応援クーポンの有効期間
 - ②表面に配布事業者の押印または記入の有無
 - ③ほっかいどう応援クーポンの偽造・変造・模造等の有無
 - ④提供しようとする商品等がGo To トラベル事業の「地域共通クーポン取扱要領の1.5）『地域共通クーポンの利用対象にならない商品等』」に該当しないこと
 - (4)有効期間を経過したほっかいどう応援クーポン、利用エリアではない他県クーポン及び有効期間の記載のないほっかいどう応援クーポンは、受け取りを拒否します。
 - (5)デザインや色合いが明らかに違うことや偽造防止加工の確認等により偽造されたほっかいどう応援クーポンと判別できる場合等は、その受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報します。また、その旨を事務局（お問い合わせセンター）にも報告します。確認用として配布する見本券は、ほっかいどう応援クーポンを取り扱うすべての者

- に周知します。
- (6)ほっかいどう応援クーポンを現金と交換しません。
 - (7)ほっかいどう応援クーポンの券面額以下の金額の利用の場合であっても、お釣りは渡しません。ほっかいどう応援クーポンによる支払いで不足する分は現金等で収受します。
 - (8)ほっかいどう応援クーポンを利用して購入した商品等の返品及び返金はしません。
 - (9)商品等の対価として受け取ったクーポンは、再流通を防止するため、クーポン裏面の取扱店舗名欄に取扱店舗名を記載または押印し、精算枚数集計票とともに事務局の指定する場所に送付するものとし、精算枚数集計票（取扱店舗控）を入金確認が完了するまで保管します。
 - (10)取扱店舗で独自にほっかいどう応援クーポンの利用対象外となる商品等を定める場合は、あらかじめ旅行者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示します。
 - (11)他の割引企画との併用を不可とする場合、ポイント加算対象外とする場合またはほっかいどう応援クーポンの使用上限額を定める場合は、あらかじめ旅行者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示します。
 - (12)有効なほっかいどう応援クーポンを提示した旅行者に対し、ほっかいどう応援クーポンの受け取りを拒否する、手数料を上乗せして請求する、現金で支払う場合と異なる代金を請求する等ほっかいどう応援クーポン利用者に不利となる差別的取扱いを行いません（(10)と(11)に記載の場合を除く）。
 - (13)取扱店舗は、有効なほっかいどう応援クーポンを利用しようとする旅行者からほっかいどう応援クーポンの利用に関し苦情または相談を受けた場合、取扱店舗とほっかいどう応援クーポン利用者との間において紛議が生じた場合または法令に違反する取引の指摘若しくは指導を受けた場合には、取扱店舗の費用と責任をもって対処し、解決にあたります。
 - (14)取扱店舗が旅行者の不正利用を知りながらほっかいどう応援クーポンを受け取ること、旅行者に不正を促すこと等により取扱店舗または旅行者が不正に利益を得た疑いがあると事務局が認めた場合、事務局は調査が完了するまで当該取扱店舗におけるほっかいどう応援クーポン精算代金の支払いを保留することができるものとします。また、取扱店舗または旅行者が不正に利益を得た場合、取扱店舗は、受け取ったほっかいどう応援クーポンの金額について一切の責任を負い、事務局へ当該金額を返還します。
 - (15)偽造・変造・模造等されたほっかいどう応援クーポンによる換金請求がされ、事務局がほっかいどう応援クーポンの利用状況等の調査の協力を求めた場合には、取扱店舗はこれに協力します。また、取扱店舗は、事務局から指示があった場合または取扱店舗が必要と判断した場合には、取扱店舗

が所在する所轄警察署等に被害届を提出します。

※ほっかいどう応援クーポンの盗難・紛失・滅失または偽造・変造・模造等に対して、発行者及び事務局は責任を負いません。

(16)以下の店舗に該当しません。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の許可・届出の対象となる営業（同法第33条第6項の酒類提供飲食店営業を除く）を営む店舗
- ②Go To トラベル事業の「地域共通クーポン取扱要領の1.5）『地域共通クーポンの利用対象にならない商品等』」に該当する商品等のみを取り扱う店舗
- ③カラオケ、ライブハウス

【3.反社会的勢力でないことの表明・確約に関する事項】

私は、次のとおり、反社会的勢力でないことを表明し確約いたします。

なお、次の(1)の各号のいずれかに該当し、若しくは(2)の各号のいずれかに該当する行為をし、または本表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、事務局との取引が停止され、または給付金の交付を解除されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でも、一切私の責任といたします。

(1)現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- ①暴力団
- ②暴力団員
- ③暴力団関係者
- ④総会屋
- ⑤その他前各号に準ずるもの

(2)自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

- ①反社会的勢力に対する資金提供など、反社会的勢力と密接な関係を持つ行為
- ②暴力的な要求行為
- ③法的責任を超えた不当な要求行為
- ④取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ⑤風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて事務局の信用を毀損し、または事務局の業務を妨害する行為
- ⑥その他前各号に準ずる行為

【4.個人情報を含む店舗情報の第三者提供（任意）】

各地域の自治体、観光協会、グルメサイトなどの情報提供サイト運営者等が旅行者にクーポンが利用できる店舗を周知する等、ほっかいどう応援クーポンの利用促進を図るために、本事務局が取得した個人情報を含む店舗情報を、電磁的方法等で

上記第三者に提供することについて、同意をする場合は取扱店舗登録申請書の同意書の遵守欄の記載をもって確認するものとします。

【5.給付金の代理受領】

本事業において北海道より事務局が一括して給付金の代理受領を行うことを了承します。

【6.誓約事項】

- (1)登録する店舗は本紙「取扱店舗となるための基準」に記載されている対象店舗・施設です。
 - (2)商品の販売またはサービスの提供なくクーポンの換金を行いません。
 - (3)クーポンを使用できない商品やサービスに対する支払いを受け付けません。
 - (4)クーポンの再販、再流通をいたしません。
 - (5)クーポンの偽造・悪用はいたしません。
 - (6)クーポンを紛失・毀損した場合、すべて自己責任とします。
 - (7)クーポンの利用期間中（利用開始～令和3年12月31日（金）は取扱店舗として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退はいたしません。
 - (8)クーポンの取扱い、取扱店舗の責務のほか、本紙に記載されている内容に同意し、遵守します。また、登録完了後に事務局から送付される取扱店舗用マニュアルに記載されている内容に従い、本事業の業務を進めます。
 - (9)クーポンの利用に際して、利用者からの苦情や紛争が生じ、取扱店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
 - (10)クーポンの取扱いに関して事務局からの改善要請等があった場合にはそれに従います。
 - (11)この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に違反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は申し立てません。
 - (12)事業の実施にあたって、発行者または事務局の決定に従わない場合は、取扱店舗としての登録を取り消すこととなっても、異議は申し立てません。
 - (13)店舗名・所在地・電話番号・対象区分の公表（ホームページ・チラシ等に掲載）について同意します。
- なお、これらの誓約事項に違反した場合、使用者への不利益を与える行為や故意により事務局等に対して損害を与える行為等を行なった場合は、換金の拒否、取扱店舗登録の取消及び損害賠償の求めに応じます。

私は上記内容を宣言の上、ほっかいどう応援クーポン取扱店舗に参加いたします。